

2023 年の処罰事例を中心とした輸
出管理法の運用動向のアップデート
(2024 年 3 月時点)

～中国の安全保障貿易管理に関する制度情報
専門家による政策解説～

2024 年 4 月

日本貿易振興機構 (ジェトロ)

北京事務所

調査部

【免責条項】

本レポートは、北京市環球法律事務所に委託し、作成したものです。
本レポートで提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用下さい。ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本レポートで提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロおよび執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承下さい。

2020年12月1日、「中華人民共和国輸出管理法」（以下、「輸出管理法」といいます）が施行されてから、同法に基づく行政処罰が実施されてきました。また、輸出管理の分野では、「輸出管理法」のほか、「中華人民共和国税関法」（2021年4月29日改正・施行。以下、「税関法」といいます）およびその附属法令に基づく法執行も行われてきました。本稿では、日系企業における輸出管理コンプライアンス体制構築における参考とするため、中国の輸出管理分野において、2023年に公表された行政処罰の事例を整理・分析します。

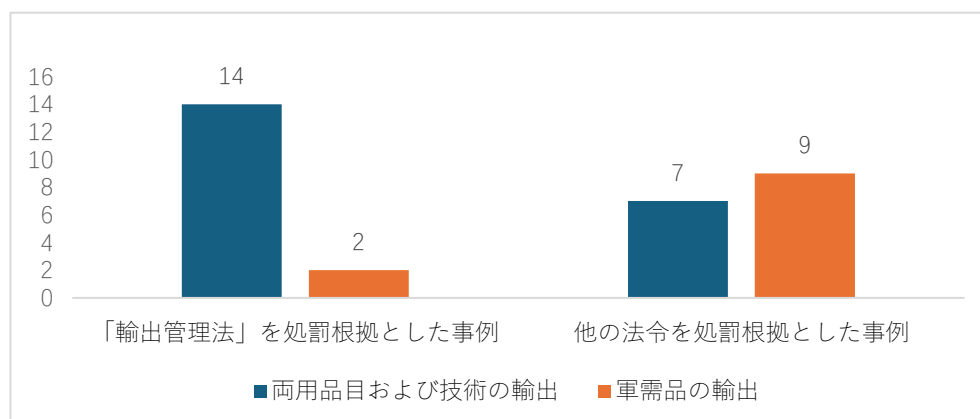
1. 処罰事例に対する分析

2023年、輸出管理に係る行政法執行において、商務部による処罰事例は公表されておらず、輸出管理に係る行政処罰決定はいずれも税関が下したものとなっています。税関総署、一部の直属税関（北京、天津、上海、広州、深セン、南京等）の公式サイトおよび「威科先行」等のデータベースを調べたところ、2023年1月から12月までの期間に、少なくとも32件の輸出管理に係る行政処罰決定が下されています。うち21件が両用品目および技術の輸出に関わるもので、11件が軍需品の輸出に関わるものです。これらの事例には、次の特徴がみられます。

(1) 処罰根拠

処罰根拠をみると、「輸出管理法」および税関に係る法令が存在していますが、「輸出管理法」に依拠して処罰を行う税関が増えており、その事例数も多くなっています。2021年時点では、「輸出管理法」を根拠として処罰を下したのは全国で天津新港税関のみでしたが、2023年をみると、処罰事例32件のうち16件が「輸出管理法」を処罰根拠としています。他の16件は、「税関行政処罰実施条例」（多くが第15条を根拠としたものですが、第7条、第9条、第32条を根拠とする事例も一部あります）、「税関法」第82条（第86条、第24条を根拠とする事例もあります）、「行政処罰法」第32条および「税関行政処罰実施条例」第14条を処罰根拠としています。「輸出管理法」を処罰根拠としている16件のうち14件は両用品目および技術の輸出に関わる事例、2件が軍需品の輸出に関わる事例です。他の法令を処罰根拠としている16件のうち7件は両用品目および技術の輸出に関わる事例であり、9件が軍需品の輸出に関わる事例となっています。

輸出管理に係る2023年の行政処罰事例（件数）



「輸出管理法」を処罰根拠とする事例では、いずれも同法第 34 条第 1 号に定める「許可を得ず、みだりに輸出管理品目を輸出」したことを事由としています。なお、「輸出管理法」第 33 条から第 38 条では、「関連管理品目の輸出経営資格を未取得」「許可範囲を超えた輸出」等 8 種類の輸出管理に係る違法行為を列挙していることから、法執行の全面展開に伴い、今後、この 8 種類の行為を事由とした処罰が行われる可能性もあります。

(2) 処罰対象

2023 年の処罰事例 32 件の対象 31 社（外商投資企業は含まれていません）の内訳をみると、30 社が輸出事業者ですが、1 社が運送代行業者となっています。その処罰決定書によると、ある国際輸送サービス会社は、ソーダ灰のミャンマー向け輸出には「両用品目および技術輸出許可証」の取得が必要であることを明らかに知っていながら、当該許可証を未取得の状況で、運送代行業者として、輸出事業者 2 社の違法行為（連雲港からそれぞれ 63 トン、210 トンのソーダ灰をミャンマーのヤンゴン向けに密輸する際に、仕向港をシンガポールと偽って申告）に協力したとして処罰を受けています（連関緝査字〔2023〕0054 号）¹。なお、2024 年 3 月時点で、金融機関、通関業者、EC プラットフォーマー等のサービス提供者が処罰を受けた事例は公表されていません。

また、企業だけでなく、個人も行政処罰の対象となる可能性があります。2023 年の処罰事例 32 件のうち 3 件では、輸出管理に係る違法な活動に関与したとして、個人が行政処罰を受けています。例えば、ある化学工業会社の責任者は、ソーダ灰をミャンマー向けに輸出するにあたり、「両用品目および技術輸出許可証」を取得する必要があることを明らかに知っていながら、同許可証を取得せず、不正な利益を得ようと画策し、同社が仕向港をシンガポールと偽って申告する方法を用いて、連雲港からミャンマーのヤンゴン向けにソーダ灰を密輸するよう手配したことについて、連雲港税関は、当該責任者に対し 1 万元（約 21 万円、1 元=約 21 円）の過料を科しています（連関緝査字〔2023〕0052 号）²。また、ある貿易会社の法定代表者および営業担当者が共謀して、ミャンマー向けソーダ灰の密輸により不正な利益を得ようと画策し、最終仕向国、仕向港を偽って申告し、「両用品目および技術輸出許可証」による管理を逃れたことについて、連雲港税関はそれぞれに警告を与え、1 万元の過料も科しています（連関緝査字〔2023〕5 号）³。目下、税関が個人に対し行政処罰を科しているのは、いずれも「違法であることを明らかに知っていながらの違反」事例であり、個人の不注意または過失による違法行為に対する行政処罰事例は確認できていません。

(3) 人造黒鉛に係る行政処罰

人造黒鉛は、輸出管理に係る違法行為を招きやすい品目です。その主な理由は、分類の間違いによるものです。2021 年の第一群の処罰決定事例 7 件のうち 6 件が黒鉛関連品目の違法な輸出を事由として処罰されています。2023 年も、32 件の輸出管理に係る行政処罰決定

¹ http://gec.customs.gov.cn/nanjing_customs/zfxxgk58/lshgzgk8/4511691/4511696/4511698/4511700/4853500/index.html

² http://gec.customs.gov.cn/nanjing_customs/zfxxgk58/lshgzgk8/4511691/4511696/4511698/4511700/4853482/index.html

³ http://nanjing.customs.gov.cn/nanjing_customs/zfxxgk58/lshgzgk8/4511691/4511696/4511698/4511700/5319703/index.html

のうち 10 件が黒鉛に関わっています。違法であることを明らかに知っていながらの違反事例が数件あることを除けば、大多数は、輸出事業者が意図せず人造黒鉛を輸出管理対象外の品目（黒鉛化石油コークス、煅焼石油コークス、炭素添加剤等）として申告した、分類の間違いによるものです。

(4) 過料の高額化

2023 年、輸出管理に係る違法行為への過料の高額化が進んでいます。2021 年の第一群の処罰決定事例 7 件をみると、過料額が最も高いもので 11 万元、最も低いもので 1 万元と、いずれも輸出申告価額を大きく下回っています（おおよそ 8 分の 1）が、2023 年の処罰事例をみると、過料額が最も高い事例では 90 万 8,000 元が科されており、他の事例でも多くが輸出申告価額を上回っています。

とりわけ、税関による、「違法であることを明らかに知っていながらの違反」事例については、高額な過料が科されています。例えば、ある化学工業会社は、虚偽の通関手続書類の作成や輸出貨物の最終仕向地の虚偽申告等の故意による違法行為により、塘沽税関から、平均的な水準を大きく上回る 50 万元もの過料が科されています⁴。分類の間違いを原因とする事例の過料額は、「違法であることを明らかに知っていながらの違反」事例に比べるとはるかに低い金額です。処罰に関わる貨物が黒鉛関連品目である事例を例に挙げると、「違法であることを明らかに知っていながら」品名を偽って人造黒鉛を輸出したとして、輸出事業者が天津税関より 36 万元（輸出申告価額は 3 万 6,720 ドル）の過料を科されています（津新港関緝査字〔2023〕5 号）⁵が、同税関による別の事例では、「違法であることを明らかに知っていながらの違反」事例ではないためか、輸出申告価額が上記事例よりも高額（10 万 2,600 ドル）であるにも関わらず、過料額はわずか 17 万 3,000 元となっています（津新港関緝違字〔2023〕224 号）⁶。

(5) 処罰の減輕

2023 年、「輸出管理法」違反により処罰された 16 件のうち 13 件が処罰を減輕されています。同第 34 条では過料額の範囲の下限が「50 万元」、上限が「違法な経営額の 10 倍」となっていますが、上述の 16 件のうち 13 件の過料額は 50 万元に達しておらず、過料額が最も低いものに至っては、わずか 200 元です。この 13 件の処罰決定書ではいずれも「行政処罰法」第 32 条（中には、同条の第 1 号または第 5 号とさらに明確にしている事例もあります）に依拠して処罰を減輕する、すなわち、法定の過料額の範囲を下回る過料を科すとしています。処罰の減輕事由として、具体的にどのような事実が考慮されたのかについては処罰決定書からは読み取ることができませんが、大枠の傾向としては、「輸出管理法」違反により科された過料額から、その輸出管理に係る違法行為が初めての違法であり、かつ危害が重大でない場合については、通常、税関より、従軽処罰（軽きにより処罰）、または処罰を減輕される可能性があることがわかります。

⁴ http://tianjin.customs.gov.cn/tianjin_customs/zfxxgkzl/2956245/2956411/427918/427920/5143271/index.html

⁵ http://tianjin.customs.gov.cn/tianjin_customs/zfxxgkzl/2956245/2956411/427918/427920/5193736/index.html

⁶ http://tianjin.customs.gov.cn/tianjin_customs/zfxxgkzl/2956245/2956411/427918/427920/5020567/index.html

(6) 違法所得没収について

「輸出管理法」違反により処罰を受けた 16 件はいずれも違法所得没収の処罰が科されていません。同法第 34 条によると、許可を得ず、みだりに輸出管理品目を輸出した場合には、過料のほか、違法所得を没収しなければならないと定めています。「行政処罰法」第 28 条第 2 項でも、「当事者に違法所得がある場合、法により返還または賠償しなければならない部分を除き、没収しなければならない。違法所得とは、違法行為の実施により取得した金額をいう」と定めています。この 16 件について、税関がなぜ違法所得を没収しなかったかについては、16 件の処罰決定書からはうかがい知ることはできません。

(7) 時効

「行政処罰法」第 36 条では、「違法行為が発生した日から 2 年以内に発見されなかった場合には、行政処罰を行わない」と定めています。例えば、ある石油プラント建設会社は、2019 年 10 月から 2022 年 1 月にかけて計 10 回の「許可を得ずにみだりに両用品目の輸出」を行っていますが、うち 5 回については、その申告日から税関が発見する日まで 2 年が経過していることから、北京西城税関は、「行政処罰法」第 36 条の規定に従い、2 年以上前の違法行為である 5 回の輸出申告については、行政処罰しないことを決定しています（京関中緝違字〔2023〕0016 号）。なお、同条によると、「公民の生命健康の安全、金融の安全に関わり、かつ危害を与えた場合には、上述の期限は 5 年とする。違法行為が連続的または継続的な状態の場合には、行為が終了した日から起算する」としているため注意が必要です。

2. 日本企業および日系企業が注意すべき点

「輸出管理法」および税関に係る法令では厳しい罰則が設けられているため、輸出事業に従事する企業は、できるだけ早い段階から、輸出管理コンプライアンス体制を構築・整備し、輸出管理に係る違法行為の発生を防ぐことが重要です。なお、「輸出管理法」第 14 条によれば、輸出事業者が輸出管理に関する内部コンプライアンス制度を構築し、かつ運用状況が良好である場合、国家輸出管制管理機関は、その関連する管理品目の輸出に対し、包括許可等の便宜措置を与えることができると定めています。

また、前記のとおり、人造黒鉛は、輸出管理に係る違法行為を招きやすい品目になっています。その主な理由は、分類の間違いによるものです。輸出事業者は、輸出管理の対象品目の分類の間違いを避けるために、輸出する品目について、成分等の具体的な特性に基づき、輸出管理の対象品目に該当するか否かを判断する必要があります。自ら分類・判断を行うことが困難な場合は、外部の専門機関を起用して意見を求めたり、商務部または税関当局に問い合わせたりするのがよいでしょう。また、輸出事業者は、輸出管理の対象品目の更新状況を注視するのが望ましいと思われます。

北京市環球法律事務所

レポートをご覧いただいた後、アンケート（所要時間：約1分）にご協力ください。

<https://www.jetro.go.jp/form5/pub/ora2/20240004>



本レポートに関するお問い合わせ先：
日本貿易振興機構（ジェトロ）
調査部 中国北アジア課
〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32
TEL：03-3582-5181
E-mail：ORG@jetro.go.jp